

平成 31 年度における宮城大学授業料の納付等の特例に関する規程

平成 31 年 2 月 27 日

規程第 171 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及びその余震（以下「東日本大震災」という。）による被害が甚大であることを考慮し、平成 31 年度における宮城大学の授業料の納付等に関し、宮城大学学生納付金規程（規程第 46 号。以下「納付金規程」という。）の特例を定めるものとする。

(授業料の納付時期)

第 2 条 平成 31 年度の前期の授業料の納付時期は、納付金規程第 4 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、平成 31 年 5 月 31 日とする。

(長期履修学生の授業料の減免等)

第 3 条 東日本大震災により長期履修学生又は当該学生と生計を一にする家計支持者が被害を受けた場合において、平成 31 年度の授業料の減免等について、納付金規程第 8 条第 3 項の規定は適用しない。

(委任)

第 4 条 この規程の施行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則 (H31.2.27 第146回理事会)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日をもって廃止する。